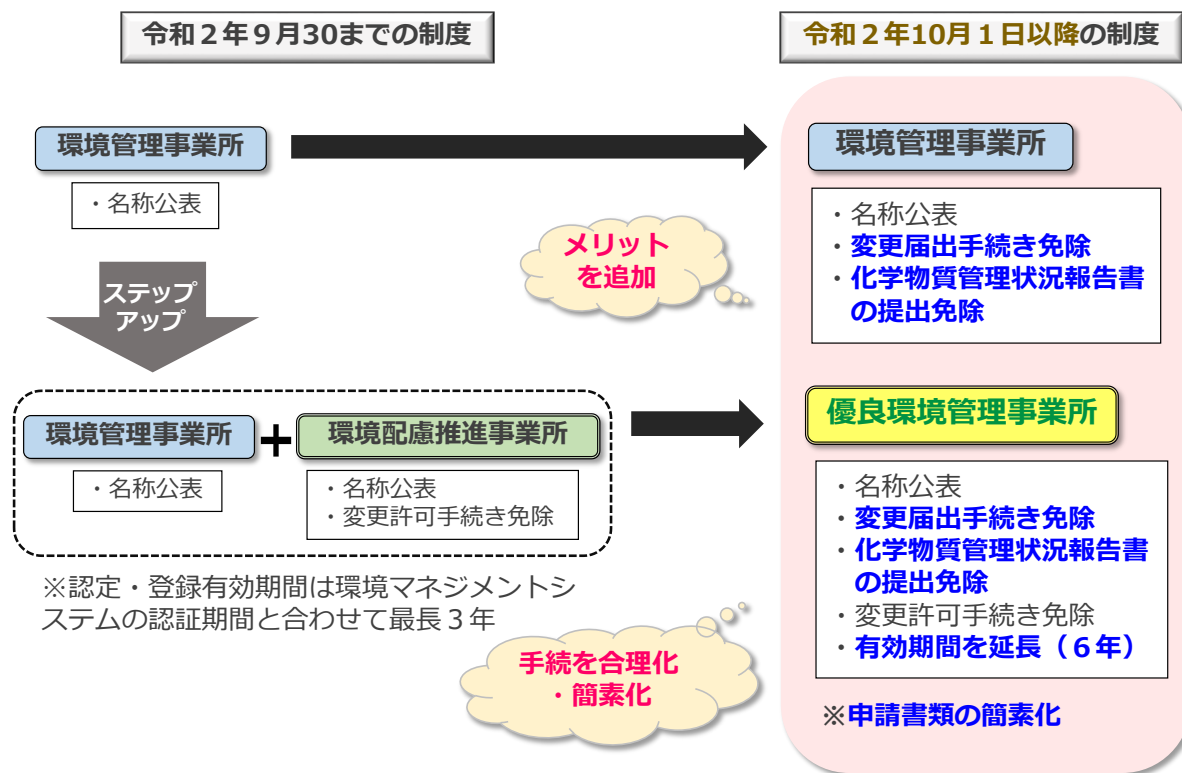


環境管理事業所・優良環境管理事業所制度の見直しについて

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正（令和2年10月1日施行）により、事業者による環境に関する自主的な管理をより一層推進するため、制度の見直しを行いました。

【改正ポイント】

- ①「環境配慮推進事業所」の名称を「優良環境管理事業所」に変更しました。
- ②優良環境管理事業所の認定手続きを合理化・簡素化しました。
- ③認定の取得によるメリットとして、環境管理事業所・優良環境管理事業所ともに、新たに行政手続きを一部免除することとしました。
- ④優良環境管理事業所の認定の有効期間を3年から6年に延長しました。
- ⑤認定基準を一部見直しました。



改正ポイント① 「優良環境管理事業所」へ名称変更

- 改正前の「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に名称を変更しました。

改正ポイント② 優良環境管理事業所の認定手続きを合理化・簡素化

- 改正前は環境配慮推進事業所の登録を受けるには、まず環境管理事業所の認定を取得する必要があり、2つの申請手続きが必要でしたが、環境管理事業所又は優良環境管理事業所のどちらか一方を選択して認定申請を行う制度に改めました。
- 優良環境管理事業所の認定申請に必要な添付書類として、改正前は自己評価結果の根拠となる書類の添付を求めていましたが、これを不要としました。

改正ポイント③ 認定取得によるメリットの追加

- 環境管理事業所・優良環境管理事業所ともに条例第 10 条に基づく指定事業所に係る変更届出を一部事項を除いて免除し、また、条例第 42 条の 3 に基づく指定事業所に係る化学物質管理状況報告書の報告も免除することにしました。

【届出が必要な指定事業所に係る変更事項（条例第 10 条第 2 項又は第 3 項）】

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 指定事業所の名称及び所在地
- 指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力（変更許可申請が必要な変更を除く）※図面等の詳細書類の添付は不要
- 指定作業の種類（優良環境管理事業所のみ）

また、指定事業所に係る変更届出（第 10 条）と環境管理事業所等に係る変更届出（第 21 条）を共通の様式（第 13 号様式の 2）により届出ができるよう改めました。

改正ポイント④ 優良環境管理事業所の認定の有効期間を 6 年に延長

- 改正前の認定・登録の有効期間は、最長 3 年として環境マネジメントシステムの審査登録期間による登録の有効期限と合わせて設定をしていましたが、優良環境管理事業所の認定の有効期間は 6 年間に改めました。また、環境管理事業所についても、環境マネジメントシステムの有効期限によらず、一律 3 年間として認定を行います。

認定の有効期間の途中で環境マネジメントシステムの再登録を行った場合には、環境管理事業所等に係る変更届出（第 21 条）を届け出てください。

改正ポイント⑤ 認定基準の見直し

- 認定基準に「条例第 3 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定に違反して指定事業所を設置又は位置等の変更を行った場合あっては、当該違反に係る状況を是正した日から 3 年以上経過していること」を追加しました。また、優良環境管理事業所の自己評価に係る要件についても、各関連指針の改正に合わせて一部見直しました。

令和 2 年 10 月 1 日時点で環境配慮推進事業所の登録を受けている事業所について

- 令和 2 年 10 月 1 日の改正条例施行時点で環境配慮推進事業所の登録を受けている事業所については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、優良環境管理事業所の認定を受けた事業所とみなされます。また、合わせて優良環境管理事業所とみなされた事業所が受けた環境管理事業所の認定については、その効力を失います。

問合せ先等

環境管理事業所又は優良環境管理事業所の認定申請については、事業所の所在地により所管の相談窓口にお問い合わせください。

- ◆届出・申請・お問い合わせ先（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/jyourei/madoguchi.html>

- ◆申請・届出様式一覧

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f7569/p513943.html>